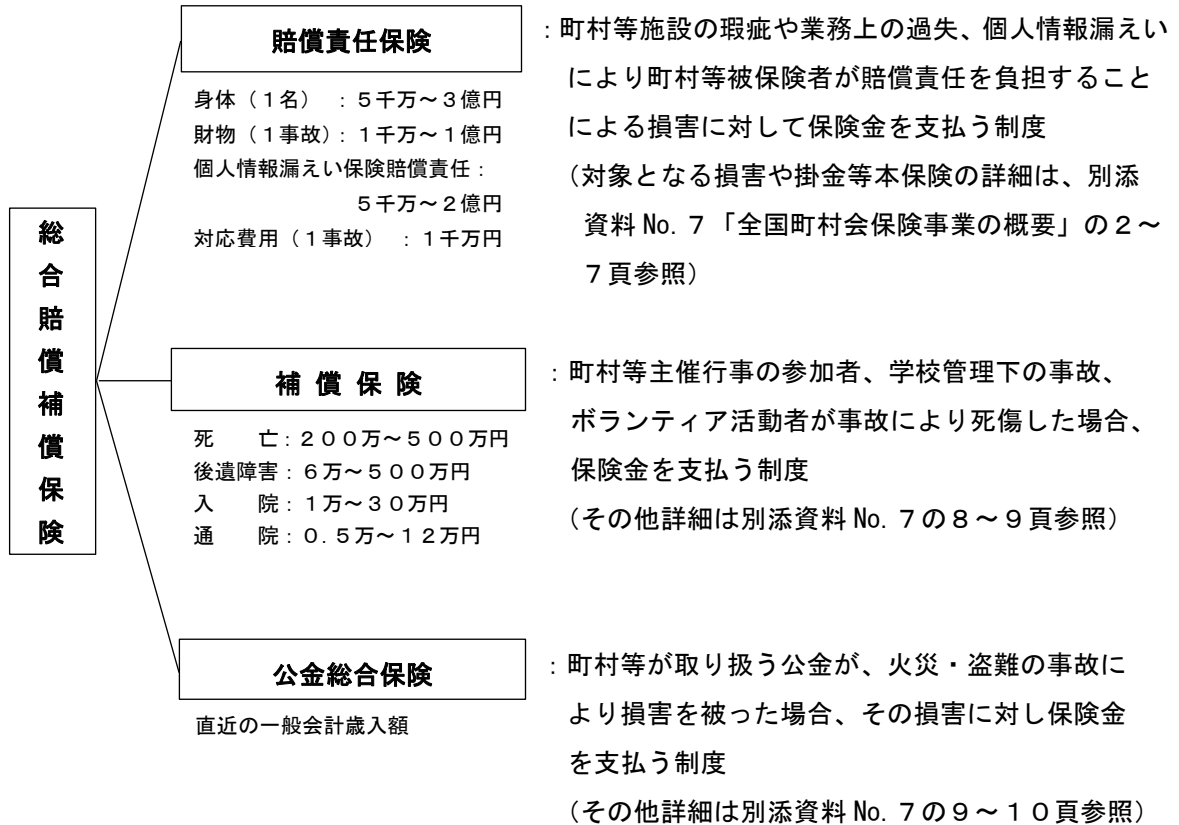


# 説明資料「全国町村会保険事業」

## ◎総合賠償補償保険

### 1 保険制度の概要



### 2 保険期間

毎年6月1日午前0時から翌年5月31日午後12時までの1年間

（予防接種による事故は、保険期間中に損害賠償請求がなされたものが対象）

### 3 事故発生時の手続き

- （1）損保ジャパン日本興亜（保険金サービス課 Tel: 0859-33-7660）へ連絡
- （2）島根県町村会へ事故報告書とともに必要に応じて写真・見積書を提出
- （3）町村等と損保ジャパン日本興亜との間で具体的な事故処理の手続き実施（賠償責任の有無、過失相殺、示談の方法あるいは保険金請求書の書き方、添付書類等）

#### 4 変更点

(1) 平成27年4月1日から変更された点

予防接種保険のB保険(法定救済措置費用保険)及びC保険(行政措置災害補償保険)の保険金額が改正(引き上げ)

(2) 平成28年度更新期(平成28年6月1日)からの変更予定

①個人情報漏えい保険について

▶料率見直しのうえ1億円・2億円の2プランとし、一律付帯とする。

②町村等が実施している保健福祉事業の医療等業務遂行上の賠償責任を保険対象に!

※詳細は別添資料 No. 7-3 「全国町村会総合賠償補償保険制度の改正内容」参照

## ◎弔慰金（団体生命共済）

### 1 保険制度の概要

町村等団体単位でその職員を加入させ、当該職員が死亡・障害状態となった場合に弔慰金等を支払う制度

※詳細は別添資料 No. 7「全国町村会保険事業の概要」15～20頁参照

### 2 保険期間

加入の初日から翌年の4月30日までとし、毎年5月1日が保険契約の更新日

### 3 弔慰金額

被保険者1人につき30～150万円までの10万円単位の額とし、任意に設定可能

### 4 掛金額

弔慰金額10万円につき300円

### 5 弔慰金の請求手続き

- (1) 弔慰金請求書など添付が必要となる書類を島根県町村会経由で全国町村会に提出
- (2) 島根県町村会を経由して加入団体へ弔慰金を送金

### 6 請求に必要な書類

請求書類	死亡の場合		高度障がいの場合	障がいの場合
	支払事由 疾病による	不慮の事故又は別に定める感染症	疾病による	
①弔慰金請求書 (第6号様式)	○	○	○	○
②死亡証明書 (診断書様式第1号)	○	○	—	—
③障害診断書 (診断書様式第2号)	—	—	○	○
④戸籍謄(抄)本	○	○	—	
⑤交通事故証明書		○	—	○
⑥事故状況報告書		○ (感染症は不要)	—	○
⑦弔慰金支払報告書	○	○	—	

## ◎任意共済保険

### 1 保険制度の概要

職員の方がーの死亡・入院等を保障するため、全国町村会と日本生命保険相互会社他5社との間で締結して実施している生命共済事業

任意共済保険、医療保障保険ともに団体保険としての割引が適用

#### (1) 任意共済保険（主契約）

- ▶死亡、高度障がいを保障
- ▶1年更新のため、ライフプランに応じて毎年保障額の見直しが可能

#### (2) 医療保障保険

- ▶任意共済保険に付加して加入可能
- ▶入院（1泊2日以上）、手術等を保障
- ▶支払対象手術等は1,000種類以上

※詳細は別添資料 No. 7 「全国町村会保険事業の概要」 21～36頁参照

### 2 保険期間・加入期間

- ▶毎年1月1日から12月31日までの1年間（毎年更新が可能）
- ▶加入は原則として毎年1月1日（未加入者は7月1日を始期として中途加入可能）

### 3 保険金・給付金の請求手続き

(1) 請求書及び請求内容に応じて必要となる添付書類を、日本生命の団体保険支払サービス課へ提出

※必要となる書類は、次頁の一覧のとおり

(2) 日本生命が書類内容を確認し支払決定後、受取人に給付金を直接送金

### 4 変更点

今年度から7月1日の子供の新規加入、医療保障保険の付加が可能に！

## 《参考：保険請求時必要書類一覧》

### (任意共済保険)

(○は必須、△は場合による)

必要書類	請求内容	死亡保険金 (災害死亡含む)	高度障がい保険金 (災害高度障がい含む)
①	脱退・死亡(高度障がい)通知書	○	○
②	死亡(高度障がい)保険金請求書	○	○
③	死亡証明書	○	—
④	障がい診断書	—	○
⑤	被保険者の住民票(除票)	○	—
⑥	受取人の戸籍謄(抄)本	△	—
⑦	受取人の印鑑証明書	△	△
⑧	事故状況報告書	△	△
⑨	交通事故証明書	△	△
⑩	代表受取人選定に関する申出書	△	—
⑪	その他確認資料(受取人が指定されていない場合)	△	—

### (医療保障保険)

(○は必須、△は場合による)

必要書類	請求内容と 有無 (■請求対象)	入院給付金					
		手術給付金					
		放射線治療給付金					
		■			■	■	■
①	医療保障保険 給付金請求書	○	○	○	○	○	○
②	入院・手術・3大疾病診断書	△	△	○	△	○	○
③	治療内容報告書	△	△	—	△	—	—
④	入院・手術の事実を証する書類	△	△	—	△	—	—
⑤	事故状況報告書	△	△	△	△	△	△
⑥	交通事故証明書	△	△	△	△	△	△

## ◎個人年金共済

### 1 保険制度の概要

職員の財産形成や老後の生活資金確保のため、日本生命保険相互会社5社との間で企業年金保険契約を締結し実施している事業

※詳細は別添資料 No. 7 「全国町村会保険事業の概要」の37～43頁参照

### 2 コース区分

個人年金保険料控除対象の対象となる「税制適格コース」と、一般の生命保険料控除の対象となる「一般コース」がある

### 3 加入時期

月払は毎年4月1日、ボーナス払は毎年6月1日

(未加入者の場合、月払は7月1日、ボーナス払は12月1日の取扱い可)

### 4 掛金額

(1) 月 払：1口 2,000円とし、両コースそれぞれ50口が限度

(2) ボーナス払：1口10,000円とし、両コースそれぞれ50口が限度

### 5 給付金の請求手続き

(1) 定年到達(満60歳を超えた最初の3月31日)の場合

①加入者へ「給付請求書」及び日本生命から送付される「ご加入期間満了のご案内(被保険者用)」(未開封のまま)交付すること。

②加入者から提出された「給付金請求書」の内容を確認のうえ、「団体名」「団体長又は担当責任者」欄を記入・押印(届出印)のうえ、日本生命の取扱窓口へ送付

《退職時積増掛金払込み希望の場合》

「年金増額申出書」に所定事項を記入のうえ、併せて提出を依頼

(2) 定年到達以外の場合

①加入者(又は遺族)からの申し出を受け、給付金請求書を交付

②加入者から提出された給付金請求書の内容を確認の上、「団体名」「団体長又は担当責任者」欄を記入・押印(届出印)のうえ、日本生命の取扱窓口へ送付

《参考：保険請求時必要書類一覧》

(個人年金共済)

提出する書類 請求種類及び事由		給付金 請求書	受取人の 印鑑 証明書	配偶者の 戸籍謄本	遺族継続 受取人の 戸籍謄本	加入者の 除籍済 謄本	年金 増額 申出書
年金	1 満50歳以上で定年到達前に退職し、 年金を請求するとき	○	○	○	—	—	○
	2 定年到達時に年金を請求するとき	○	○	○	—	—	○
据置	1 満50歳以上で定年到達前に退職し、 据置を希望するとき	○	○	—	—	—	○
	2 定年到達時に据置を希望するとき	○	○	—	—	—	○
一時金	1 定年到達時に一時金を請求するとき	○	○	—	—	—	—
	2 少額年金月額が所定の金額に満たない為、 一時金受取となる時	○	○	—	—	—	—
	3 定年到達前に中途脱退するとき	○	○	—	○	○	—
	4 死亡脱退(遺族一時金)のとき	○	○	—	○	○	—